

ART WALL 利用規約

第1条 目的

1. クライミングジム ART WALL の利用に関して会員等の施設利用者及び施設管理者が遵守すべき事項、諸条件を明確にするため、本規約を定めます。
2. 本施設は会員等が本施設を利用してクライミングを楽しみ、クライミング文化の理解を深めることを目的とします。

第2条 定義

本規約において以下に掲げる用語は次の各号の定める意味で用います。

1. 「本施設」とはクライミングジム ART WALL (CLIMBING CENTER ART WALL) のことをいいます。
2. 本施設の利用者とは、第6条の手続きを行い、本施設を1か月間定額で何回でも利用することができる「月パス」を購入した方、「回数券」を購入した方、1日限定の「ワンデイ」利用料を支払った方、クライミングを初めて実施する「体験」コースを申し込んだ方等、施設利用の契約が成立した者のことをいいます。
3. 「会員」とは第6条の手続きを経て会員登録し、ART WALL を利用する契約が成立した利用者のことをいいます。
4. 「非会員利用者」とは県外からの来店者等で、利用日当日に限定してART WALL の利用が見込まれる利用者のことをいいます。
5. 「登録日」とは第6条第1項に定める契約が成立し、会員登録した日をいいます。
6. 「退会」とは会員からの申し出に基づき、施設利用の契約を終了させることをいいます。

第3条 適用

1. 本規約は、本施設を利用する会員及び非会員利用者全ての方に適用され、本規約の他、別途設定するルール、ガイドライン、施設管理者が都度案内する追加規定及び今後提供する新サービス毎に規定・案内する個別規定等(以下総称して「個別規定等」といいます)も、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 会員及び非会員利用者は本規約及び個別規定等に従うことを前提に、本施設を利用することができます。なお、本規約及び個別規定等に記載の各条項に同意しない場合には、本施設を利用することはできません。

第4条 会員制度

1. 本施設利用者は、氏名等を登録する「会員」と会員登録をしない「非会員利用者」に区分され、会員は会員登録料及び利用料金を、非会員利用者は利用料金を支払うことで、本施設を利用することができます。本施設の利用が1日に限定される等の場合を除き、会員登録をしていただく必要があります。
2. 本施設に会員登録される方は、本規約及び個別規定等に同意した上で、指定する書類等を提出し第6条に定める会員登録手続きを完了させます。

第5条 利用資格

本施設の利用資格は以下の項目すべてに該当する方に与えられます。

1. 本施設の目的・趣旨を理解し本規約及び個別規定等を同意した上で遵守できる方。
2. 第4条第2項に規定する書類等に記載された本人と同一人物であることを確認できる方。
3. 満18歳に達している方。未成年の方は保護者の同意書を提出できる方、さらに小・中学生の利用者は保護者を同伴できる方。(未就学児については施設管理者にご相談ください。)
4. 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がない健康状態である方。
5. 妊娠中でない方。
6. 伝染病その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない方。

7. 利用料金、会員登録料等、本施設に関して会員が支払うべき費用の滞納をしていない方。
8. 過去又は現在において、暴力団その他反社会的な組織に所属していると本施設が判断していない方。
9. 過去に第2 2条に定める本施設の除名又は第2 3条に定める利用禁止通告を受けていない等、本施設が適当と認められた方。

第6条 会員登録手続き

1. 本施設を利用する際は、以下に定める手続きを行ない、施設管理者がこれを承諾した場合に本施設の利用に関する契約が成立します。
2. 利用希望者は、必要な情報（氏名、住所、連絡先、生年月日等、施設管理者が定める一定の情報（以下「登録情報」という））を所定の申込書類により提供し、施設管理者は当該登録情報を当施設のデータベースに登録します。
3. 施設管理者は利用の申し込みがあった際に所定の審査を行い、本規約及び個別規定等を遵守できない、又は遵守できないおそれがあると判断した場合には、利用を拒否できるものとします。
4. 県外からの来店者等で、利用日当日に限定した利用が見込まれる場合に限り、会員登録をせずに当施設を利用することができます。ただし、本規約及び個別規定等を遵守できない、又は遵守できないおそれがあると判断した場合には、利用を拒否できるものとします。

第7条 会員登録料金及び月額利用料金等

1. 登録料、月パス利用料、ワンデイ利用料、回数券、体験料金、レンタル物品レンタル料等は別表1及び別表2の通りとし、決済方法については現金のみとします。
2. 決済方法に関しては、利用者に事前の承諾を得ることなく、変更する場合があります。
3. 当施設に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、既に支払い済みの登録料、月パス利用料、ワンデイ利用料、回数券、体験料金、レンタル物品レンタル料の返還は行わないものとします。

第8条 入店・退店・キャンセル

1. 本施設の営業時間は別表3に定める通りとします。
2. 利用者は入店の際、別途定める方法にて、本施設利用の受付をするものとします。また退店の際は別途定める方法にて、退店手続を行なうものとします。
3. 利用者が故意に受付を行わずに又は退店手続を行わずに入店又は退店した場合、又は利用者が故意に受付を行わずに又は退店手続を行わずに入店あるいは退店したと当施設が判断するのが合理的である場合、会員については第2 3条に定める除名とされる場合があり同時に施設利用料を支払うこと、非会員利用者については施設利用料を支払うことをあらかじめ承諾するものとします。

第9条 物販

1. 利用者は、本施設内で商品等を購入すること（以下「物販サービス」という。）ができます。
2. 利用者は、本施設内で商品等の購入を希望する場合、当施設が指定する方法に従って商品等の購入を申し込むものとします。
3. 前項の購入申込に対して、当施設が承諾をした際に当該商品等に関する売買契約が成立するものとします。
4. 前項の規定に関わらず、物販サービス利用に関して不正行為又は不適当な行為があった場合、当施設は承諾の取消、売買契約の解除その他適切な措置をとることができるものとします。

第10条 物販決済方法

1. 利用者は、商品等の購入代金及び消費税の合計額を当施設に支払うものとします。
2. 決済方法については現金のみとします。

3. 決済方法に関しては、利用者に事前の承諾を得ることなく、変更する場合があります。

第11条 商品の納入、返品、販売に関する免責

1. 当施設は納品期限内に商品を納品することができないとき、又は商品の初期不良等で納品しても商品を利用できないとき、その理由を明示して利用者に納品期限の延長を申し出ることができます。
2. 前項の規定による申し出があった場合において、利用者は当施設から申し出のあった日数の延長を認めるものとします。
3. 当施設は商品等の返品を、原則として受け付けません。但し、商品等に瑕疵がある場合、納品時に破損・汚損が発生していた場合、正当な商品等への交換を致します。利用者は返品を当施設が別途定める方法に従い行うものとします。
4. 前項に定める交換は、売買契約成立日付より10日以内に本施設に連絡を受けた物のみをその対象とします。
5. 都合により正当な商品等への交換手配ができない場合は、既に支払われた商品等の購入代金及び消費税の合計額を返還します。
6. 商品の瑕疵、破損、汚損についての責任については各製造者・輸入者等にあるものとし、当施設に責任がない事を利用者は認めるものとします。
7. 物販サービスにおいて販売される商品等に関する保証は、他に明示がない限り、当該商品の製造者・輸入者等が作成する製品保証書等で定められる条件に準拠するものとします。
8. 当施設は、物販サービスにおいて販売される商品等の品質や性能、他の商品との適合性、その他いかなる保証も行いません。
9. 当施設は、法律上の請求原因の如何に拘わらず、いかなる場合においても物販サービスの利用及び物販サービスにおいて販売される商品等の購入に関する損害・損失・不利益に関して、本条に定める以外の責任を負わないものとします。

第12条 告知義務及び通知義務

1. 会員は、申込書類その他、当施設に提出する書類において事実を通知するものとします。
2. 会員は、前項において通知した事実に変更が生じた場合、速やかに当施設に通知し所定の手続きを行なうものとします。
3. 会員が前各項の義務を怠ったことにより利用者又は第三者に生じた一切の損害について、当施設は当施設の故意又は重過失による場合を除き当該損害に対する一切の責任を負いません。

第13条 本施設利用時の遵守事項

1. スポーツ保険等へのご加入は、利用者ご自身で加入してください。
2. 本施設の利用時は、常に以下の服装規定を守るものとします。
 1. 施設又は器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品又は装飾品 ジーンズ、又はジーンズタイプのステッチあるいはリベット（鋳）がついている衣服、履物、外履き又は服飾品等を着用しないこと。
 2. 伸縮性に欠ける、滑りやすい、器具に巻き込まれる可能性がある等、トレーニングにふさわしくない衣服、履物、服飾品又は装飾品、サンダル、草履、長靴等を着用しないこと。
 3. 会員及び他の会員を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品又は装飾品を着用しないこと。
 4. その他、本施設がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品又は装飾品を着用しないこと。
3. 次の各号に該当する方は本施設を利用できません。
 1. 37.5度以上の発熱又は咳がある場合。
 2. 酒気を帯びた状態。
 3. その他、第5条を遵守できていない方。
4. 当施設は次の各号に該当する行為を禁止します。
 1. 高額な金銭、貴重品等を本施設に持込む行為。

2. 自身の会員証を貸し出す行為。その他、不正入店及びそれに準ずる行為。
3. ペット等を同伴させて本施設に立ち入らせる行為。
4. 本施設内の什器、備品を乱暴に扱う行為又は破損する行為（故意又は過失であるか否かを問わない。破損した場合は設備の弁償並びに使用できなかった期間の損害を賠償していただきます）
5. 本施設内の秩序を乱す行為。
6. 他の利用者又は本施設スタッフに対する迷惑行為及び本施設の利用を妨げる行為。（故意又は過失であるか否かを問わず、威力又は暴力を用いることを含むがこれに限らない）
7. 本施設内での物品の売買又は勧誘行為（営利であるか非営利であるかを問わない）、寄付又は署名の呼びかけ又は政治活動又は宗教活動を行う行為。
8. 本施設内で盗撮又は盗聴行為を行う行為。
9. 女性会員専用エリア内に男性会員が立ち入ること。また、男性会員専用エリア内に女性会員が立ち入る行為。
10. 許可された場所以外で喫煙する行為。
11. 受付又は退店手続をせずに本施設に入店あるいは本施設から退店する行為。
12. 刃物等の危険物あるいは他者又は施設又は器具等を傷つける可能性のある物品の本施設内への持ち込み行為。
13. 大声又は奇声を発する行為又は他の会員もしくは本施設のスタッフ等に対する暴力行為又は迷惑行為又は行く手を塞ぐ等の威嚇行為又は迷惑行為。
14. 他の会員もしくは本施設のスタッフ等に対し、待ち伏せをする又は後をつける又はみだりに話しかける等の行為。
15. 正当な理由なく、面談又は電話その他の方法で本施設のスタッフを拘束する等の迷惑行為。
16. その他、本規約及び個別規定等を遵守しない、本施設のスタッフの指示に従わない行為。
17. 本施設の運営を妨げる恐れがあると判断される行為。
18. その他、前各号に類する行為。

第14条 当施設の免責事項

当施設は次の各号について、責任を負わないものとします。

1. 本施設内、利用時においての怪我や事故。
2. 本施設内での金銭及び所持品の紛失及び盗難等の事故。
3. 会員、利用者同士のトラブル。
4. 第25条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）により本施設の利用ができないことによる損害。
5. 利用者が本規約及び個別規定等を遵守しなかったことにより発生した損害。
6. 前各号に類する損害等

ただし、当施設運営の責めに帰すべき事由があった場合、前項の規定によらず、本施設が契約している損害賠償保険の補償額を限度として賠償します。

第15条 会員の責任

1. 会員は本施設の利用を会員自らの責任において行うものとします。会員は会員自身の行為の結果について一切の責任を負い、行為の結果生じた損害（弁護士費用等の一切の費用を含む）を負担するものとします。
2. 会員は本施設の利用を通じて当施設又は第三者（他の会員を含む）に損害を与えた場合には、会員自らの責任と費用負担において、その損害を賠償しなければならないものとします。
3. 会員は自身の会員証等の管理について一切の責任を負うものとし、第三者が会員の許可や知見なくこれらを使用するこ

とにより本施設を利用された場合、それにより生じる責任を会員は負うものとします。

4. 会員は本施設の什器又は備品等を破損又は汚損又は毀損した場合（故意又は過失を問わず）、又は本施設に何らかの損害を与えた場合について、それにより生じる損害賠償に応じるものとします。

第16条 利用の制限

1. 本施設運営を円滑に行うため、会員による本施設の利用時間及び利用人数を制限できることとします。
2. 前項の場合のほか、下記の場合に会員による本施設の利用を制限することができます。
 1. 本施設内の点検又は修理又は改装を行う場合。
 2. 当施設が特別なイベント等を実施する場合。
 3. 天変地変その他当施設の責に帰することのできない不可抗力により本施設が利用できない場合。

第17条 会員資格の譲渡、貸与の禁止

1. 会員は、会員資格を他に譲渡又は相続その他包括承継又は貸与できません。
2. 本施設にかかる事業を第三者に譲渡する場合には会員の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他顧客情報等を含む本契約上の地位を当該事業の譲受人に譲渡することができるものとします。なお、このことは事業譲渡のみならず、その他事業が移転するあらゆる場合においても同様とします。

第18条 会員証

1. 当施設は、会員に対して会員証を発行するものとし、その会員証の使用は会員本人に限定します。
2. 会員証を所持していない場合は本施設を利用することはできません。
3. 会員は会員証を紛失した場合は、再登録の申請手続きをとる事とし、その費用を負担します。

第19条 会員以外の方の施設利用

1. 当施設は、非会員利用者の他特に必要と認めた場合は、会員以外の方の本施設利用を認めることができます。
2. 会員以外の方についても、本規約は適用されるものとします。

第20条 会員の有効期限、退会

1. 会員の有効期限は1年間とし、更新時に指定する書類等の再提出と会員登録料をお支払いしていただきます。
2. 会員が自己都合により本施設を退会する場合、会員証を返還していただきます。また、如何なる理由でも会員登録料は返還いたしません。

第21条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号に該当する場合、会員資格及び会員として有する如何なる権利をも喪失するものとします。
 1. 第21条に定める退会をしたとき。
 2. 第23条により除名されたとき。
 3. 会員本人が死亡したとき。
 4. 事業の撤退などやむを得ない事情により本施設の全部を閉鎖したとき。
2. 会員が会員資格を喪失した場合、既に会員より支払われた会員登録料及び月パス利用料金、回数券購入費等を一切返還しないものとします。

第22条 会員の除名

1. 会員が次の各号に該当する場合、当施設はその会員を本施設から除名する事ができます。
 1. 第5条に定める入会資格を喪失したとき。
 2. 当施設に提供した登録情報に虚偽の内容が含まれていたとき。
 3. 第15条に定める遵守事項に違反したとき。

4. 本施設の本規約及び個別規定等に違反したとき。
 5. 他の会員や店舗スタッフに対して誹謗又は中傷する等の迷惑行為があったとき。
 6. 他の会員や店舗スタッフを殴打又は身体を押す又は拘束する等の暴力行為があったとき。
 7. 大声・奇声を発する又は他の会員や店舗スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
 8. 物を投げる又は壊す又は叩く等、他の方や店舗スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
 9. ストーカー行為又は無許可での営業活動又はセールス行為又は布教活動、その他の勧誘行為及びそれに類する行為があったとき。
 10. 本施設の施設又は器具又は備品の損壊や無許可で備え付け備品を持ち出したとき。
 11. 正当な理由なく、面談又は電話又はその他の方法で店舗スタッフを拘束する等の迷惑行為があり、当施設の業務に支障をきたしたとき。
 12. 法令や公序良俗に反する行為があったとき。
 13. 刃物又は火薬類又は有害性物質又は薬物等危険物を館内に持込んだとき。
 14. 入会時料金及び月額利用料金の支払いを滞納し又は催告を受けても完納しないとき。
 15. その他本施設会員としてふさわしくないと認められたとき。
2. 会員が前項各号のいずれかに該当する場合、利用者との間に成立した本施設利用に関する契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員は当該解除によって発生した損害の賠償請求及び既に支払済の会員の返還等の請求はできないものとします。

第23条 施設利用の禁止、退場

利用者が次の各号に該当するとき、当施設は当該利用者に対して本施設利用の禁止又は退場を命じることができます。

1. 集団感染するおそれのある疾病を有するとき。
2. 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失等の症状を招く疾病を有するとき。
3. 酒気を帯びている場合又は薬物を使用しているとき。
4. 医師から運動を禁じられているとき。又は症状からみて本施設利用が困難と判断されるとき。
5. 本規約及び個別規定等を遵守しないとき。又は本施設スタッフの指示に従わないとき。
6. その他、正常な本施設利用ができないと施設管理者が判断したとき。

第24条 施設の一時的閉鎖・一時的休業

1. 次の各号に該当するとき、施設管理者は施設の全部又は一部の閉鎖もしくは休業をすることができます。その場合、緊急の場合を除き原則として一週間前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖並びに休業それぞれの原因及び理由及び期間等にかかわらず、会員の会費支払い義務が軽減されたり免除されたりすることはありません。
 1. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
 2. 本施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ないとき。
 3. 臨時休業等によるとき。
 4. その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合等の重大な事由によりやむを得ないと施設管理者が判断したとき。
2. 前項各号の一時的閉鎖、一時的休業については、ホームページ、その他当施設が定める方法により通知します。

第25条 遅延損害金

会員が当施設に対する会員登録料及び月パス会員料金その他支払うべき料金の支払いを怠ったとき、支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数について年14.6%の割合による遅延損害金を支払う義務を負います。

第26条 個人情報保護

1. 当施設は、会員の個人情報ははじめとする全ての個人情報を安全かつ適切に取り扱います。
2. 会員が各種届出書に記載した内容について、当施設は登録手続き、諸連絡の他、個人を特定しない形の統計的情報として利用する場合があります。

第27条 諸費用の変更並びに運営システム変更について

1. 当施設は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について施設管理者が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。
2. 前項同様に施設運営システムを、施設管理者が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。

第28条 遺失物保管

本施設内の忘れ物は1か月間保管します。その間にお問い合わせが無い場合は処分させていただきます。

第29条 細則

本規約に定めのないもので本施設の管理運営上必要な事項について、施設管理者は、諸規則、注意事項、案内等を定めることができるものとします。

第30条 本規約の変更

1. 施設管理者は、以下のいずれかの場合に、施設管理者の裁量により、本規約を変更することがあります。
 1. 規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき
 2. 規約の変更が規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、規約の変更をすることが変更に係る事情に照らして合理的なとき
2. 前項による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の1ヶ月前までに、規約を変更する旨、及び変更後の規約の内容とその効力発生日を当施設のホームページ、その他当施設が定める方法により通知します。
3. 変更後の規約の効力発生日以降に当施設の本サービスを利用したとき、又は前項に定める規約の変更の通知後1ヶ月の経過をもって、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第31条 準拠法

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第32条 管轄裁判所

本規約に関連して紛争が生じた場合は長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条 発効

2023年8月

《規約変更》

年 月

【別表 1】

※税込

料金区分		大人 成年	小人 未成年
会員登録料		500	500
月バス	1か月間	12,000	8,000
ワンデイ	会員登録あり	2,200	1,500
	〃 なし	2,500	1,800
回数券	10回	19,000	13,000
体験	シューズ・バックレンタル付	2,500	1,800

※未成年の付き添いは無料

※当日のみの利用者は会員登録不要

※高校在学中に成人年齢を迎えた場合、学生証提示を条件に卒業まで小人料金

【別表 2】

※税込

レンタル品目	料金
シューズ	200
チョークバック	100
ハーネス	200
ビレイデバイス	200
ロープ	400

【別表 3】

営業時間	
火曜日～金曜日	13:00-22:00 (最終受付 21:00)
土曜日・日曜日・祝日	12:00-19:00 (最終受付 18:00)
定休日	毎月曜日+不定休 (月 2 回程度、詳しくは営業カレンダー)

【別表 4】

区分	条件		料金	利用時間
成年	満 18 歳以上		大人	営業終了まで
未成年	16～18 歳	保護者の同意書	小人	〃
	中学生	同意書+付添	〃	21 時
	小学生	〃	〃	20 時
	未就学児	個別相談		